

# 日本地熱若手ネットワーク (JYG-Net) 専門部会規約

平成28年8月9日 制定

平成29年7月26日 改訂

第1条 本規約は日本地熱学会専門部会規定（以下、規定と略す）第6条に基づき、日本地熱若手ネットワーク（Japan Young Geothermal Network, JYG-Net）専門部会について定める。

第2条 （目的） 本専門部会は、未来の日本地熱学会活動を担う若手の交流を行い、つながりを強くすることを目的とする。若手同士の情報共有・相互理解、また人材育成を行い、地熱エネルギーに関する学術・技術の発展と普及、ひいてはエネルギー問題・環境問題の解決に寄与する。

第3条 （設置期間） 本専門部会に設置期間は設けない。

第4条 （事業） 本専門部会は本規約第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本専門部会の情報メールマガジンを会員宛に定期的に発行すること。
2. 地熱学会学術講演会において、ランチョンおよび交流会を開催すること。
3. 若手中心のセミナーやワークショップ等を開催すること。
4. 国内外の地熱あるいはエネルギー・環境分野の若手交流に努めること。
5. 日本地熱学会誌等を通じて活動を報告すること。
6. その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第5条 （参加要件） 日本地熱学会の正会員（学生含む）で45歳以下である。

2. 申込書を部会役員に提出することにより、本専門部会に入会することおよび本専門部会から退会することができる。
3. 次に該当するときは実行委員の議により除名することができる。
  - 3-1. 本会の事業妨害または本会の名誉棄損行為があったと認められた者
  - 3-2. 本規約第5条3項に該当する者で、入会的事实が長期に認められない者
  - 3-3. 地熱学会を除名された者

第6条 （事業費および活動費） 本専門部会の事業費および活動費は、規定第7条に従うものとする。

2. 特定の事業のための目的に限った場合、本専門部会独自の収入を集めることができる。
3. 必要なときは部会員より活動費を徴収することができる。

第7条 （部会長および幹事） 本専門部会には、実行委員として部会長および若干名の副部会長、会計、幹事を置く。

2. 部会長は、本学会正会員とする。（規定第5条）
3. 部会長の任期は2年とし再任を妨げない。
4. 部会長の選任は部会員の互選による。ただし、評議員会の承認を必要とし（規定第5条）、学会長がこれを委嘱する。
5. 副部会長および会計は本学会正会員とし、部会長がこれを委嘱する。
6. 幹事は本学会正会員（学生含む）とし、部会長がこれを委嘱する。

第8条 （事業、会計ならびに報告）本専門部会は、本規約第4条に定めた諸事業を行うものとし、必要な場合はこれらに関して評議員会へ意見具申する。

2. 本専門部会の事業年度は毎年10月1日に始まり9月30日に終了する。（規定第3条）
3. 本専門部会の運営に関するすべての業務は、専門部会で行うことを基本とする。
4. 本専門部会の年度事業計画および予算案は、評議員会の承認を得なければならない。また、学会事業年度終了後最初の評議員会に、事業報告および収支決算を提出し、承認を得なけ

ればならない。（規定第8条）

第9条 （解散）本専門部会は部会員の過半数の合意により、会長に解散を申し出ることができる。

第10条 （付則）この規約は平成28年4月7日より適用される。

2. 本規約の変更には、評議員会の承認を要する。（規定第6条）